

学校法人 東京女子医科大学 利益相反マネジメントポリシー

2017年3月1日
利益相反マネジメント委員会

1. 制定の目的

創業者 吉岡彌生の『至誠と愛』の理念を礎にして、患者のための臨床医学、社会貢献できる教育・研究、民間企業・国・地方公共団体との産学官連携活動を積極的に推進するために利益相反マネジメントポリシーを制定する。

2. 利益相反マネジメントポリシー

産学官連携活動の積極的推進とその成果の社会還元を実践するため、社会への説明責任を果たすことで透明性・客観性を堅持し、本来あるべき私立大学としての社会的信頼と公益性を重んじる。この過程で生じる利益相反に対して適切な措置を行う。

3. 利益相反マネジメントの体制

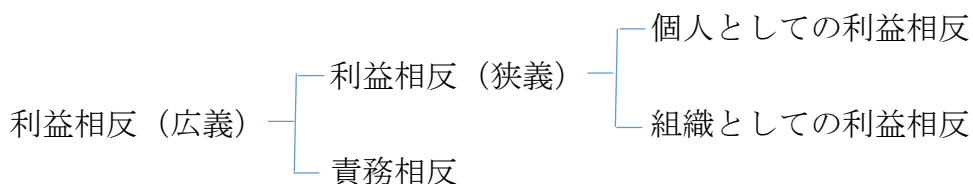
1) 利益相反マネジメント委員会

委員会は、学長が指名する10名程度の者を以って組織し、委員の中に法律の専門家と学外者をそれぞれ1名含む。

2) 利益相反相談窓口

「利益相反マネジメント委員会」の会務とともに研究支援部が行う。専門的見地から相談に応えるためのアドバイザーは、適宜必要に応じて外部に委嘱する。

4. 利益相反の概念



解釈：産学官連携活動に伴って教職員等または本学が得る利益（実施料収入、兼業報酬、株式取得等）と、本学における責任が相反している状況を狭義の利益相反と言う。また、責務相反とは、教職員等が兼業活動に従事している企業・組織に対して負う職務責任と本学に対して負う職務責任が両立しない状況を言う。産学官連携活動において本学が得る利益と、大学としての社会的責任が相反している状況を組織としての利益相反と言う。

5. 学内倫理委員会等との関係

利益相反が問題となる場合、利益相反マネジメント委員会の承認が倫理委員会における承認の必要条件となるため、両委員会は密に連携する。知的資産を管理・運用する視点から、知的資産マネジメント委員会とも必要に応じて連携する。

6. 申告方法

1) 申告対象者

- ・本学職員（常勤・在籍している出向者）
- ・配偶者および一親等の家族（必要に応じて）
- ・研究に関わる全ての職員

2) 申告書

- ・「申請する研究についての利益相反自己申告書」
各倫理委員会申請時に利益相反状態について記載し、研究ごとに審査を受ける。
- ・「産学連携活動・学外就労についての自己申告書」
前年の状況を翌年の4月に申告する。

7. 学内における職員、学生への啓発・教育

利益相反マネジメント委員会および会務担当である研究支援部が、講習会、学内イントラネット等により啓発・教育を行う。

8. 学外への公表

社会への説明責任、本来あるべき私立大学としての社会的信頼と公益性を重んじて、必要と認める範囲で公表する。

以 上